

## 第2章 NPT再検討会議後の核軍縮の現状と課題

黒澤 満

二〇一五年四月―五月に国連本部で開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議は、形式的には、中東問題の進め方に対するエジプトなどアラブ諸国の考えを取り入れた会議議長最終草案に、米国、英国、カナダが反対を表明したため、コンセンサスにより最終文書を採用するというルールに従い、最終文書が採択されず、会議は失敗であったと一般に評価されている。

再検討会議は、核軍縮に関する主要委員会Ⅰ、核不拡散に関する主要委員会Ⅱ、平和利用に関する主要委員会Ⅲ、ならびに各主要委員会の補助機関の六つの会合で議論を行い、草案を作成し、最終的にすべての草案を一つの最終草案にまとめるといふ形で実施されて

きている。中東問題は補助機関Ⅱで議論されていた。

核軍縮に関しては、まず補助機関Ⅰにおいて第一案、第二案が作成され、次に主要委員会で第三案、第四案が作成され、全体を含む最終草案は会議議長により作成された。核軍縮に関する議論は四週間にわたり継続的にかつ真剣に行われ、会議議長の提出した最終草案の核軍縮に関する部分に明確に反対する国は存在しておらず、この最終草案には一般的な合意が存在していたと一般に理解されている。最終草案の核軍縮に関する部分は、過去のレビューに関する三一項目と、将来の行動計画に関する一九項目から構成されている。

過去五年間の核軍縮に関する進展はきわめて限られたものであったため、将来の行動計画の内容の大部分は二〇一〇年再検討会議で採択された最終文書の繰り返しになっている。しかし、最終草案中には新たな進展と考えられる重要な項目が三つ存在するので、それらに焦点を当てて分析する。それらは、本章のテーマに直接関わるものであり、それぞれ「人道的イニシアティブ」、「核兵器禁止条約」、「被爆体験の継承」である。

## 1 人道的イニシアティブ

### 過去五年の進展

二〇一〇年NPT再検討会議の最終文書は、「会議は、核兵器のいかなる使用からも生じるその壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が常に国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」と述べていた。これを基礎に人道的イニシアティブの議論が積極的に開始されることになった。

このイニシアティブを強化する一つの流れは共同声明の発出である。まず二〇一二年五月のNPT準備委員会において、スイスを中心に一六カ国が共同声明を読み上げ、「最も重要なことは、これらの兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことであり、これを保証する唯一の方法は、核兵器の全面的で不可逆的で検証可能な廃絶である。すべての国は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない」と述べた。その後同様の共同声明が、賛同国を増やしつつ繰り返されている。

もう一つの流れは、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」の開催であり、二〇一三年三月にオスロで、二〇一四年二月にメキシコのナヤリットで、同年一二月にウィーンで開

催された。これらの会議は主として、核兵器の使用の影響に関して、事実に基づき科学的な検討が中心であり、即時の影響のみならず長期的な影響、また人間への影響だけでなく気候や環境、さらに食糧や開発に対する影響をも含むものであった。

またウィーン会議の最後に、オーストリアが「オーストリアの誓約」を読み上げた。その主要な内容は、以下の通りである。①オーストリアはすべての人々の人間の安全保障という緊急命題に従うことを促進することを誓約する。②NPT第六条の義務の緊急かつ完全な履行のため、核兵器の禁止および廃絶のための法的ギャップを埋めるための効果的な措置を取るよう要請し、協力することを誓約する。③核兵器に汚名を着せ、核兵器を禁止し廃絶する努力に協力することを誓約する。

### 一五九カ国共同声明（オーストリア）

二〇一五年の会議においても「核兵器の人道的结果に関する共同声明」を、一五九カ国を代表してオーストリアが読み上げた。その内容の中心は以下のようである。

・核兵器の壊滅的な結果を知ることが核軍縮に向けてのあらゆるアプローチおよび努力の基礎とならなければならない。

- ・核兵器がいかなる状況においても二度と再び使用されないことが、人類の生存そのものの利益である。核兵器の爆発の破壊的効果に十分対応することは不可能である。
- ・核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器の全廃によるものである。

・すべての国は、核兵器の使用を防止し、核兵器の撤廃を達成する責任を共有している。

### 二六カ国共同声明（オーストラリア〔豪州〕）

また同様のタイトルもつ共同声明が、二六カ国を代表してオーストラリア（豪州）により読み上げられた。

- ・国境および世代を超えて核兵器の人道的影響の認識が広がることの重要性を強調し、オーストリアの共同声明を歓迎する。
- ・核兵器を廃絶することは核兵器保有国の取り組みによってのみ可能である。
- ・核兵器を廃絶する条件を作り出すためには、核兵器の安全保障の側面と人道的側面に対応することが必要である。

核兵器国は一般的に人道的イニシアティブに対しては否定的であり、核軍縮の推進は、

国際的な安定性、平和および安全保障を促進する方法で、かつすべてのものの安全保障を減損せず増加させるといふ原則に基づいて実施されなければならぬと考えている。

これらの三つの立場は、核兵器の廃絶に向けてどのような方法を取るべきかに関してのそれぞれの立場を明確に示している。第一の立場は、核兵器使用の壊滅的影響からして、核兵器がいかなる状況においても使用されないことが人類の生存そのものの利益であるので、人道的側面から核兵器を廃絶すべきであると主張するもので、一五九の国がこの立場を支持している。

第二の立場は、核兵器の人道的影響は壊滅的であり、核軍縮や核兵器を考える場合には、その人道的考慮がすべての作業の基礎となるべきだと考えるところは第一の立場と同様であるが、異なるのは、それと同様に安全保障の側面も考慮すべきであるという点である。これらの二六カ国は、北大西洋条約機構（NATO）加盟の非核兵器国および日本、オーストラリアであり、核兵器国の拡大核抑止の下にある諸国である。

第三の核兵器国の立場は、核軍縮は基本的に安全保障の問題であつて、安全保障環境が良好になり、そのことを基礎にして核軍縮措置が可能になると考える。人道的イニシアティブに関しては、米国と英国はウィーン国際会議に出席したが、他の三核兵器国はまった

く出席しておらず、人道的アプローチには絶対反対の立場である。

### 最終文書第一項

会議の最終草案は、人道的側面を広く取り扱っており、レビューの部分では以下の六項目にわたりこの問題に言及している。

第一三五項において、会議は、核兵器使用の壊滅的な人道的結果への深い懸念を繰り返し、第一三六項では、会議は、核戦争がすべての人類に与える壊滅状況を認識し、第一三七項では、会議は、オスロ、ナヤリット、ウィーンでの会議に注目し、第一三八項では、一五九カ国を代表したオーストリアの共同声明、二六カ国を代表したオーストラリアの共同声明、および七六カ国を代表した軍縮・不拡散教育に関する日本の共同声明に注目し、第一三九項では、オーストリアの誓約に注目し、第一四〇項では、会議は、核兵器の使用は即時のおよび長期的な結果を及ぼすことを確認し、いかなる国家も国際機関も核兵器の使用による人道的緊急状態に十分対応することはできないと締約国が考えていることに注目している。

最終草案の将来の行動に関する第一項は、以下のように規定している。

会議は、核兵器のいかなる使用からも生じる壊滅的な人道的結果に関する深い懸念が、核軍縮の分野における努力の基礎となり続けるべき重要な要素であること、およびこれらの結果の認識が、核兵器のない世界へと導くすべての国家による努力に緊急性を与えるべきであるということを強調する。会議は、この目標の達成までの間、核兵器が二度と決して使用されないことが、人類の利益でありすべての人民の安全保障の利益であることを確認する。

このように、今回の再検討会議は、核兵器使用の壊滅的な結果に対する認識を広く承認し、それが今後の核軍縮交渉の基礎となるべきこと、その努力に緊急性を与えるべきことを強調しており、核兵器が二度と使用されないことが人類の利益でありすべての人間の安全保障の利益であると主張している。

最後に日本政府の立場であるが、日本政府は核兵器使用の壊滅的結果が今後の核軍縮の基礎となるべきことには賛成であるが、そこから核兵器を非合法化するという点には賛成していない。日本はオーストリア共同声明およびオーストラリア共同声明の双方の賛同国となっている。したがって、日本はこの若干異なる二つの立場を調整し両立させるために、

リーダーシップを発揮すべきであると考えられる。

## 2 核兵器禁止条約

二〇一〇年NPT再検討会議の最終文書は、「会議は、すべての国が核兵器のない世界の達成および維持のために必要な枠組みを設置する努力の必要を承認し、核兵器禁止条約あるいは枠組み協定に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の五項目提案に注目する」と規定していた。

今回の会議において、NAC（新アジェンダ連合）は核兵器を禁止する法的枠組みの議論を開始すべきであると強調し、「核兵器禁止条約（NWC）」あるいは「核兵器使用・保有禁止条約（NWT）」という独立した条約を追求するか、「枠組み条約」を追求するかまず決定すべきだという主張を繰り返した。

### 核兵器禁止条約（NWC）

第一の包括的な核兵器禁止条約は伝統的に議論されてきたもので、一九九六年の国際司法裁判所の勧告的意見を契機として、そのための交渉を行うよう勧告する国連総会決議が

毎年採択されている。これについては国際NGOによるモデル核兵器禁止条約が存在しており、それは国連文書ともなっており、二〇〇七年には改訂版が出されている。これは、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、一定の時間的枠組みの中で、段階的に核兵器を廃絶するものである。非同盟諸国は以前からこれに関する条約の交渉の開始を強く主張しており、今回の再検討会議においても同様の主張を繰り返し、「核兵器廃絶の行動計画の要素案」を提出している。

### 核兵器使用・保有禁止条約（NWB T）

第二の考えは、ここ一、二年国際NGOを中心に主張されているもので、核兵器使用・保有禁止条約の締結である。この種の条約の交渉を始めるべきだとの主張が出てきた最も重要な背景は、核兵器国による核軍縮がさまざまな義務や約束があるにもかかわらずほとんど進展しない現状があるからである。それに対して、核兵器国のイニシアティブを待つのではなく、核兵器を保有しない国家が中心となって交渉を始めようとするものである。この条約は「核兵器の廃絶」に重点があるのではなく、「核兵器の禁止」に重点を置いているので、核兵器禁止条約と英語では一般に呼ばれているが、その内容はまず核兵器の使用

と保有を禁止するものであり、その内容から考えれば「核兵器使用・保有禁止条約」と呼ぶのが好ましい。この提案では、核兵器の廃絶やその検証は当面は考えず、後に検討するものとされている。

このような条約の提案に大きな影響を与えたのは対人地雷禁止条約およびクラスター弾条約である。両条約とも、軍事大国の参加なしに、中堅国家であるカナダとノルウェーのイニシアティブで開始され、それぞれオタワ・プロセスおよびオスロ・プロセスを通じて条約の締結に漕ぎ着けた。軍事大国抜きで条約の締結に成功したという先例に見習うとともに、もう一つ見習うべき側面は、これらの条約は、軍事的安定であるとか軍備管理であるといった伝統的な側面から交渉が開始されたのではなく、これらの兵器によって犠牲となつている子供や女性の側面から、人道的アプローチが採用されたことである。

核兵器を保有しない国家による交渉開始という考えには、核兵器国をはじめ一定の非核兵器国も反対を表明しており、二六カ国を代表したオーストラリアによる共同声明も、「核兵器を廃絶することは、核兵器を保有する国家による実質的かつ建設的な取り組みによつてのみ可能である」と主張している。

## 核兵器禁止枠組み条約

第三の考えは枠組み条約であり、国連事務総長の提案にも含まれていたが、核兵器のない世界を達成し維持するための相互に支えあう複数の合意から形成されるものと考えられている。その中心にあるのが枠組み条約であり、それは条約の基本的な義務を一般的な形で規定し、具体的な義務は後の交渉の結果合意される議定書に委ねるものである。枠組み条約では、今後の交渉の継続の方法とか、事務局体制などが規定されるであろう。

実例としては、一九九四年の国連気候変動枠組条約があり、具体的義務は一九九七年の京都議定書で規定されている。また一九八八年のオゾン層保護ウィーン条約が枠組み条約として存在し、一九八九年のオゾン層破壊物質モントリオール議定書がある。さらに一九八三年の特定通常兵器使用禁止制限条約が枠組み条約としてあり、個々の兵器に関する具体的な規制は議定書で実施されており、これまで議定書1、2、3、4、5が合意されている。

核兵器禁止枠組み条約としては、たとえば、二〇〇〇年最終文書に含まれる「核兵器国はその核兵器を廃絶するという明確な約束」を法的義務として枠組み条約の中で合意することなどが考えられる。その場合には、その後の具体的交渉を進める方法や様式に合意す

ることも必要であろうし、事務局体制を構築し、締約国会議など組織的な構造を整えることも必要であろう。

### 最終草案第一九項

会議においてこの問題は広く議論され、第四案においては、法的諸規定はさまざまなアプローチを通じて制定されるとき、核兵器使用・保有禁止条約および核兵器禁止条約を含む独立した文書、あるいは枠組み協定を特に含むとされ、核兵器禁止条約および枠組み協定にはそれぞれの詳細な内容も記されていた。しかし最終草案では、「法的諸規定は、独立した文書あるいは枠組み協定を含むさまざまなアプローチを通じて設立されるであろう」とのみ規定され、以前の案に比較して極端に省略化されたものとなった。

最後に日本政府の立場であるが、日本政府は今すぐに核兵器禁止条約の交渉を始めるべきだという見解には消極的であり、基本的には実際的で可能なところからステップ・バイ・ステップで、ブロックを積み上げていくという立場を維持している。これは核兵器国と共通する立場である。しかし核兵器の廃絶という目的は支持しているわけであるから、せめて核兵器禁止枠組み条約あたりを、日本政府としても検討するべきであると考えられる。

核兵器禁止条約との関連で重要な最近の動きは、マーシャル諸島共和国が二〇一四年四月に核兵器を保有する九カ国を国際司法裁判所に提訴したことである。マーシャル諸島共和国は、裁判所に対し、それらの諸国が核軍縮の義務に違反していることを確認し、判決から一年以内にその義務につき必要な措置をとるよう命令することを求めている。

提訴の対象となっているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国のNPT上の核兵器国、およびインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の九カ国である。国際司法裁判所の裁判は強制的管轄権がないので、あらかじめ裁判を受けるといふ裁判受諾の宣言をしていることが不可欠の条件となる。米国はニカラグア事件の敗訴の後、フランスは核実験事件の判決後、裁判受諾宣言を撤回したため、現在裁判管轄権があると考えられるのは英国、インド、パキスタンの三カ国である。したがって他の諸国との関係では裁判は実施されない。次の問題は、NPT第六条の核軍縮交渉義務が慣習国際法になっているかということが論点となるであろう。NPTに加入していないインド、パキスタンはその点から強く反対することが予測される。これら二つの条件を明らかにクリアしているのは英国である。しかし英国に関しては、さらに訴えの利益があるかが問われるであろう。

これは、一九九六年の国際司法裁判所の勧告的意見が、NPT第六条は核軍縮の交渉を

継続するだけでなく、それを完結する義務をも含むと述べたことの延長線上にあるものであり、きわめて重要な訴訟として注目すべきものである。

### 3 被爆体験の継承

#### 広島宣言

二〇一〇年NPT再検討会議の最終文書は、軍縮・不拡散教育に関する国連研究に関する事務総長報告の勧告を実施するよう要請するものであり、被爆体験とは必ずしも直接的に結びつくものではなかった。

二〇一四年四月に広島で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）」は、日本、オーストラリアの主導で設立されカナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦により構成されているが、そこで採択された「広島宣言」は冒頭で以下のように述べている。

NPTDIの外相は、人類の歴史上初めて原子爆弾が投下されたここ広島に集まり、今日に至るまで続いている原子爆弾の壊滅的で非人道的な結末を目撃した。我々は、原

子爆弾の生存者（被爆者）の証言に非常に深く心を動かされ、核兵器のない世界の政治指導者たちにもその非人道的な結末を自身の目で確かめるため、広島および長崎を訪問するよう呼びかける。

### 不拡散・軍縮教育の共同宣言

二〇一五年NPT再検討会議において、日本は七六カ国を代表して軍縮・不拡散教育に関する共同声明を読み上げ、「一般大衆、特に若い世代において、核兵器の使用の壊滅的な人道的結果、核兵器の拡散により生じるさまざまなリスクの脅威と挑戦、ならびにこれらの挑戦を克服する諸措置について核軍縮および不拡散問題への認識を高めることは重要である」と述べた。

またNPDIが提出した作業文書（WP16）では、「核兵器のない世界を達成するためには長期的な努力が必要であるので、若い人々、特に十代の人々を教育することが最も重要である」と述べるとともに、「会議は、世界の政治指導者が核兵器の人道的結果を自らの目で確かめるために広島および長崎を訪問することを勧める」と規定していた。

## 最終草案第一八項

会議議長の見終草案の第一八項は、すべての国に対し、核兵器の人道的影響を含め、核軍縮と不拡散に関するすべてのトピックについて、一般大衆、特に若い世代の認識を高める努力を継続し強化することを要請している。またそのために新たな情報・コミュニケーション技術を利用するよう奨励している。ただ第一案に含まれていた「核兵器使用の七〇周年の観点から、会議は、核兵器使用の壊滅的な人道的结果を直接目撃し、被爆者の証言を聞くために、世界の指導者、軍縮専門家および若者は広島および長崎を訪問すべきである」という提案に注目する」という文章は、中国の強固な反対に遭遇し、削除された。しかし最終草案では、「第二次世界大戦の悲劇的な終結から七〇周年であることに照らして」、「核兵器の人道的影響を知るために、核兵器の被害を受けた人々や社会とのやり取り、およびその経験の直接的な共有を通じたものも含めて」という文章が挿入され、広島および長崎への直接的な言及はないが、基本的な内容は復活されることとなった。

このように、被爆の実相の継承という問題の一面として、核軍縮教育の必要性および重要性の認識が一般に広がっており、特に若い世代が被爆の実相を知ることの重要性が強調されている。そのために最も効果的だと考えられているのが、広島・長崎への訪問であり、

NPT再検討会議でも、間接的ではあるが、世界の指導者、軍縮専門家および若者が広島・長崎を訪問することが推奨されている。

被爆地訪問が、核兵器廃絶に対してどのような意義をもつかという問題に関して、私自身は、核兵器廃絶のためには人間の理性と感性の両方に訴えることが不可欠であると考えており、核兵器廃絶を感性の側面で効果を発揮するのは、被爆地訪問であると考えている。これまで多くの国際会議が広島・長崎で開催される折に、会議参加者と資料館や原爆ドームなどを訪れたが、それがゲストの感性に強く訴えるものであったことを経験している。また学生たちにも広島・長崎を訪問するよう常に強く奨励している。